

議事録

第 17 期 名護市農業委員会
第 4 回 総会

令和 2 年 12 月 25 日 (金)

名護市農業委員会 第4回総会

開催日時 令和2年月12月25日(金)午前10時00分~

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1、第2会議室

出席委員(農業委員)

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	欠	5番	長山 正敏	欠	6番	前川 好男	○
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	欠
10番	比嘉 晴	欠	11番	比嘉 清隆	◎	12番	仲原 由香里	◎

(農地利用最適化推進委員)

13番	塩浜 康允	欠	14番	比嘉 勲	欠	15番	宮里 強	○
16番	山城 秀樹	○	17番	吳屋 信竹	○	18番	伊波 興助	○
19番	平 智昭	○	20番	宮城 直人	○	21番	上間 光成	○
22番	玉城 司	欠	23番	宮城 二郎	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	比嘉 政昭	○						

議事録署名人 ※上記表内の「○」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第17号 農地転用事業計画変更承認申請について
第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第20号 農用地利用集積計画の意見決定について
第21号 非農地証明願について
第22号 農業委員会の法令尊守の申し合わせ決議
報告 農地法第5条許可の取消し願い

(開会)

議長

これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は 11 番と 12 番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第 4 回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局

整理番号 1 番 農振農用地内、面積 5,973 m² (3 筆合計)。新規就農のための有償移転。従事者 1 名、主従事日数 190 日。計画作物はサトウキビとなっております。

整理番号 2 番 農振農用地内、面積 1,145 m² (3 筆合計)。規模拡大の為の賃貸借。従事者 2 名、主従事日数 180 日。計画作物はドラセナ。

整理番号 3 番 農振農用内、面積 1,542 m²。規模拡大の為の使用貸借。従事者 2 名、主従事日数 180 日。計画作物はマンゴー

整理番号 4 番 農振農用地内、面積 1,291 m²。規模拡大の為の無償移転。従事者 2 名、主従事日数 180 日。計画作物は、シークヮーサ、マンゴー

整理番号 5 番 農振農用内、面積 619 m² の内 599 m² 営農型発電による更新の為の農地の使用賃借権の設定

整理番号 6 農振農用内、面積 619 m² の内 377 m²。地上権設定による営農型発電の更新。5 条の転用申請も同時に提出している。

整理番号 7 農振農用内、面積 2,230 m²。規模拡大のための有償移転。従事者 3 名、主従事日数 200 日。計画作物はゴーヤーとなっており、利用権の同時申請中となっております。

整理番号 8 農振農用外、面積 365 m² (2 筆合計)。規模拡大のための有償移転。従事者 1 名、主従事日数 150 日。計画作物マンゴーとなっておりますが、現地調査の際にマンゴーが出来る土地の広さが無いように見受けられたので申請者に確認したところ予定作物は野菜等の予定に変更になります。

事務局としては、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

議長 質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 17 号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号 1 番～4 番 農振農用外、面積 799 m²(4 筆合計)。当初 1,677 m² で 8 棟の建売住宅での申請で許可が下りていきましたが、コロナ渦の影響で職人不足等があり、先に 4 棟分の建売住宅を建てたいとのことで事業計画変更となって

きております。農地区分は第 3 種農地(4 割街区)宅地割合 54%となっています。

整理番号 5 番 農振農用外、面積 177 m²。当初住宅及び家庭菜園の転用計画だったが、家庭菜園部分は地主が畠として利用したいとの要望から住宅部分のみの転用となったための申請になっております。農地区分は第 3 種農地(宅地連たん)となっております。5 条の申請と同一申請となっております。

整理番号 6 番 農振外 面積 228 m²。農地法の許可後実家を増改築した為、資金調達が困難になり自己所有の住宅を断念したため事業計画者の変更に伴い、5 条同時申請となっております。農地区分は第 3 種農地(用途地域)第一種中高層住居専用地域となっております。

事務局としては、許可要件を満たしていると判断し問題なしと考えます。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振外、面積55m²。道路として使用したい為申請。現在、道路として利用されているので始末書付き案件となっております。農地区分は第3種農地(用途地域)で第一種中高層住居専用地域となっています。

整理番号2番 農振外、面積99m²貸駐車場の為申請。すでに駐車場として利用されていますので始末書付き案件、不動産からの確約書付き案件です。農地区分は第3種農地(用途地域)で第一種住居地域となっています。

事務局としては、許可要件を満たしていると判断し、問題なしと考えます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用外、面積1,430m²。(2筆合計)貸資材置場の為の所有権移転。農地区分は、第2種農地(その他)となっております。一団農地0.1ha 確約書付き案件となっております

以前、一般住宅での転用申請があり取り消し願が出されている案件となっております。

整理番号2番 農振農用外、面積444.77m²(2筆合計)一般住宅のための使用賃借。農地区分は、第2種農地(市街地近接)一団農地1.2ha。

整理番号3番 農振農用外、面積44m²。庭、菜園のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近接)一団農地4aとなっており、

現在、すでに家庭菜園として利用されているので始末書付き案件となっております。

整理番号4番 農振農用外、面積299m²。一般住宅のための所有権移転。農地区分は、第3種農地(宅地連たん)となっております。

整理番号5番 農振農用地外、面積415m²。一般住宅のための使用賃借権。農地区分は、第2種農地(市街地近接)一団農地6.5haとなっております。

整理番号 6 番 農振農用外、面積 2,724 のうち 330 m²。一般住宅のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地（市街地近接）一団農地 0.3ha となっております。

整理番号 7 番 農振農用外、面積 619 m²のうち 19.16 m²。営農型太陽光発電設備の更新のための 3 年間、一時転用での使用賃借。農地区分は第 1 種農地、一団農地は 28ha

整理番号 8 番 農振農用外、面積 611 m²(3 筆合計)。一般住宅のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地（市街地近隣）一団農地 0.5ha

整理番号 9 番 農振農用外、面積 1,492 m²。貸駐車場のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地（市街地近隣）一団農地 2.9ha となっております。近隣で 3 月に建築完了予定である宿泊施設の駐車場として利用予定。

整理番号 10 番 農振農用外、面積 450 m²駐車場のための所有権移転。農地区分は、第 3 種農地（宅地連たん）。受人が隣接地を保養所として利用するため、その駐車場として使用する計画となっています。

整理番号 11 番 農振農用外、面積 177 m²。一般住宅のための所有権移転。5 条事業計画変更⑤と同時申請。分筆後 177 m²と面積縮小されているが家庭菜園の部分は自身で利用したいとの事で事業計画変更⑤と同時申請、農地区分は第 3 種農地（宅地連たん）となっております。

整理番号 12 番 農振農用外、面積 113 m²。駐車場のための所有権移転。第 2 種農地（その他）一団農地 0.5ha となっております。

整理番号 13 番 農振農用外、面積 228 m²。一般住宅のための所有権移転。第 3 種農地（用途地域）第一種中高層住宅専用地域となっており、5 条事業計画変更②と同時申請となっております

整理番号 14 番～15 番 農振農用外、面積 644 m² (2 筆合計)。建売住宅のための所有権移転。第 3 種農地（用途地域）第一種中高層住居専用地域となっております。

整理番号 16 番 農振農用外、面積 1197.14 m²。(7 筆合計)建売住宅のための所有権移転。第 3 種農地、第一種中高層住居となっております。

整理番号 17 番 農振農用外、面積 1,015 m²。建売住宅のための所有権移転。第 3 種農地（用途地域）第一種低層住居専用地域となっております。

整理番号 18 番 農振農用外、面積 953 m²駐車場のための所有権移転。第 2 種農地（市街地近接）一団農地 3.6ha となっております。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

- 事務局 補足として、整理番号 9 番の土地はホテル建設中の駐車場として利用するとの事ですが総会現段階で確約書が届いていないので実際に使われるか確実性が事務局として不十分な見解です
- 委員 借りる側が確約書付けて貰って再度検討してもらい、総会では否決にするのは？
- 事務局 4 条 5 条に関しては総会で否決相当であっても県に進達はします。
- 委員 名護市の考えでは否決相当の案件
- 議長 他に質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件について、整理番号 9 番を除き可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

(第 20 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和 2 年 12 月 25 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 7 名。譲受人 7 名。設定筆数 9 筆、面積 16.788 m²。内 賃借権 2 筆、使用貸借権 6 筆、所有権移転 1 筆となっています。

整理番号 1 番 6 年の使用貸借。農地中間管理事業における沖縄県農業振興公社の転貸。予定作物はミカン。稼働日数は 250 日

整理番号 2 番 6 年の使用貸借。農地中間管理事業における沖縄県農業振興公社の転貸。予定作物はミカン。稼働日数は 250 日

整理番号 3 番～4 番 5 年の使用貸借。予定作物はサトウキビ。稼働日数 160 日

整理番号 5 番 所有権移転。予定作物はシークアーサー。稼働日数 160 日。

整理番号 6 番 5 年の使用貸借。予定作物はマンゴー。稼働日数は 250 日

整理番号 7 番～8 番 10 年の使用貸借。予定作物はシークアーサー。稼

働日数 250 日。

整理番号 9 番 4 年賃貸借。予定作物はゴーヤー。稼働日数 250 日。

- 議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件について、整理番号 5 番を除き可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

(第 21 号 非農地証明願について)

- 調査員 整理番号 1 番 農振農用外、面積 2,909 m² (2 筆合計)。当該地は 20 年以上前から農地としての利用はなされておらず、現況は原野化している状態である為、証明相当と判断しております。
- 整理番号 2 番 農振農用外、面積 1,506 m² (2 筆合計)。当該申請地は 20 年以上耕作されておらず。原野化している為、証明相当と判断しております。
- 整理番号 3 番 農振農用外、面積 326 m²。当該地は山林化した傾斜面で 20 年以上前から耕作されていない為、証明相当と判断しております。
- 整理番号 4 番 農振農用外、面積 498 m²。当該申請地は進入路のない袋地であり農地としての有効活用が困難な場所であるため、証明相当と判断しております。
- 整理番号 5 番 農振農用外、面積 915 m²。当該申請地は違反転用状態であり農地転用による申請が妥当と言えるため。証明不可と判断する。
- 整理番号 6 番 農振農用外、面積 198 m²。当該申請地は、復帰前より採石場への進入路または原野化状態であるため、農地としての利用は困難であるため証明相当と判断しております。
- 整理番号 7 番 農振農用外、面積 224 m²。当該申請地は事務所への進入路となっており、または一部原野化しているため証明相当と判断しております。
- 整理番号 8 番 農振農用外、面積 2958 m²。当該申請地は耕作条件が悪く農地としての利用が困難なため証明相当と判断しております。
- 整理番号 9 番 農振農用外、面積 16 m²。農地としての利用が困難なため証明相当と判断しております。
- 整理番号 10 番 農振農用外、面積 516 m² (2 筆合計)。当該地は原野化して農地としての利用が困難なため証明相当と判断しております。

整理番号 11 番 農振農用外。面積 116.88 m²(4 筆合計)農地としての利用が困難なため証明相当と判断しております。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件をすべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 22 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について)

事務局 近年において農業委員による農地法違反、農地転用を巡る収賄で逮捕等が相次いだのを受け、農林水産省から農業委員に対し農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議をもって綱紀保持の姿勢を強く打ち出すことが求められております。なお、次年度以降も年 1 回以上、総会にて法令順守の決議を行う事が求められております。

それでは、P1 の「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」を読み上げます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責務を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事に公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修などを実施すること。令和 2 年 12 月 25 日 名護市農業委員会

議事参与の制限 第 31 条議事参与の制限とは、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。

また、第 33 条で示す議事録の公表については、総会終了後、議事録を作成し、名護市のホームページにて掲載しております。

以上が内容となっております。

議長 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について質疑はございませんか。

無いようなので当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(報告 農地法第 5 条許可申請取消し願いについて)

事務局 整理番号 1 番 農振農用外、面積 180.43 m² (2 筆合計)。立地条件等で課題があり、調整がうまくいかず実施が困難になった為、取消し願い。5 条申請整理番号 1 番と同時申請となっております。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第 4 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 比嘉 清隆 印

署名委員 仲原 由香里 印